弘前圏域8市町村国土強靱化地域計画



令和3年3月

弘前市・黒石市・平川市・西目屋村・藤崎町・大鰐町・田舎館村・板柳町

















弘前圈域8市町村国土強靱化地域計画

【目次】

第1章 計画策定の趣旨・位置付け

- 1. 計画策定の趣旨
- 2. 計画の位置付け
- 3. 計画期間

第2章 基本的な考え方

- 1. 基本目標
- 2. 事前に備えるべき目標
- 3. 基本的な方針

第3章 想定するリスク

- 1. 弘前圏域8市町村の地域特性
- 2. 対象とする自然災害
- 3. 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

第4章 脆弱性評価

- 1. 脆弱性評価の考え方
- 2. 脆弱性評価の実施手順

第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策

- 1. 対応方策とりまとめの考え方
- 2. 起きてはならない最悪の事態ごとの対応方策
- 3. 施策の重点化

第6章 計画の推進

- 1. 計画の推進
- 2. 計画の進捗管理
- 3. 他の計画等の見直し

【資料1 計画策定までの経過・策定体制】

【起きてはならない最悪の事態ごとの対応方策】(目次)及び(概要)

別冊

【起きてはならない最悪の事態ごとの対応方策】(全文) 【主な事業】 【主な事業(付表)】

第1章 計画策定の趣旨・位置付け

1. 計画策定の趣旨

○ 東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合 的、計画的に実施することを目的として、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の 実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)」が 制定された。

政府においては、基本法に基づき、平成 26 年 6 月に国土強靱化に係る他の計画の指針となる「国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)」を、青森県においても、平成2 9 年 3 月に「青森県国土強靭化地域計画 ~ 命と暮らしを守る青森県へ ~」を策定し、今後の大規模自然災害に備え、強靱な国土づくりに向けた施策を推進している。

- 弘前圏域8市町村においては、古くから仕事や学校、買い物、医療など、1つの生活圏を 形成しているものの、防災計画等については、各市町村で作成し、災害対応などに当たって きたところである。しかしながら、想定されるリスクについては、地震はもとより、岩木山 噴火や、岩木川水系の氾濫、気候変動によるこれまで経験のない大雨・豪雪などは市町村を 隔てることなく広域に発生するため、事前防災の観点から、広域での検討が必要不可欠となってきた。
- こうした状況を踏まえ、住民の命を守ることを最優先に、大規模自然災害が発生しても、機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な、強靱な地域づくりを連携して推進するため、リスクを共有する圏域市町村合同での「弘前圏域8市町村国土強靭化地域計画」を策定する。

2. 計画の位置付け

- 本計画は、基本法に基づく計画であり、各市町村における「総合計画」等の計画について、国土強靱化に係る事項を補完するとともに、各市町村間で情報共有し、その着実な推進を図るための指針となるものである。
- 基本法では、国土強靱化地域計画は国の基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされており、本計画の目標等については、基本計画を踏まえて設定した。
- また、県の地域計画との調和を保つため、本計画の目標等については、青森県国土強靭化 地域計画も踏まえて設定した。

3. 計画期間

- 社会経済情勢等の変化に対応し、計画の実効性を確保する観点から、計画期間は、概ね5 年間とする。
- なお、計画期間内において、計画の適切な進行管理及び社会情勢などの変化の把握に努め、必要に応じて計画の見直しを行う。

第2章 基本的な考え方

1. 基本目標

- 弘前圏域8市町村における国土強靱化の取組を推進する上での「基本目標」を次のとおり 設定した。
 - ① 人命の保護が最大限図られること
 - ② 弘前圏域8市町村及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
 - ③ 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - ④ 迅速な復旧・復興

2. 事前に備えるべき目標

-) 「基本目標」達成のために必要となる「事前に備えるべき目標」を次のとおり設定した。 いかなる大規模自然災害が発生しようとも
- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
- ③ 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること
- ④ 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
- ⑤ 重大な二次災害を発生させないこと
- ⑥ 経済活動を機能不全に陥らせないこと
- ⑦ 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

3. 基本的な方針

- 弘前圏域8市町村における国土強靱化の取組を推進する上での「基本的な方針」を次のと おり設定した。
- (1) 弘前圏域8市町村の国土強靱化に向けた取組姿勢
 - ① 国・県・他市町村等との一層の連携強化を図るとともに、住民等への情報提供・避難体制の強化等を推進すること
 - ② 東日本大震災の経験や頻発する異常気象、人口減少問題など、幅広い観点から検討する こと
 - ③ 災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力の向上につなげること
 - ④ 弘前圏域の社会経済システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること
 - ⑤ それぞれのリスクや対応方策などを共有し、より良い取組・施策を構築するとともに、 連携によりその効力・効果が増大するよう積極的に取り組むこと

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① ハード対策(ストック効果及び適切なインフラ管理・更新等)とソフト対策(防災人材育成及び防災訓練の推進等)を適切に組み合わせること
- ② 自助・共助・公助を適切に組み合わせること
- ③ 非常時のみならず平時にも有効活用できる対策とすること

(3) 効率的な施策の推進

- ① 人口減少等に起因する需要の変化等を踏まえ、効果的で効率的な施策の推進を図ること
- ② 国・県の施策、既存の社会資本、民間資金の活用を図ること
- (4) 弘前圏域の地域特性を踏まえた施策の推進
 - ① 各市町村で定める総合計画等との調和を図ること
 - ② 弘前圏域の地域特性を踏まえるとともに強みを生かした施策の推進を図ること
 - ③ 寒冷多雪地域であることを踏まえ、冬期間における災害発生への対応を十分に考慮した対策とすること

第3章 想定するリスク

1. 弘前圏域8市町村の地域特性

(1) 自然環境

【位置】

- 本州最北端青森県の南西部、津軽平野の南部に位置する盆地状の内陸型地域である。 【地勢】
- 東に奥羽山脈の八甲田連峰を望み、西に「津軽富士」とも呼ばれる青森県最高峰の岩木山を有し、南には秋田県にまたがり世界遺産に登録されている白神山地が連なっている。
- 山々に抱かれた平野部においては、白神山地に源を発し、やがては、十三湖を経て日本海にそそぐ県内最大の流域面積の一級河川である岩木川が約30キロメートルにおよび緩やかに北に向かって流れている。岩木川には、平川と浅瀬石川が合流し、その流域の広大な津軽平野は、土地がよく肥え、県内有数の田園地帯となっている。
- また、平野部周辺の丘陵地帯には、生産量日本一を誇るりんご園が広がっている。さらにそれを取り巻くように山林地帯が伸び、緑豊かな自然環境に恵まれている。

【気候】

○ 気候は、概して夏が短く冬が長い、いわゆる日本海型気候に属しているが、三方を山に囲まれていることもあり、盆地のような内陸型気候に近く、全国有数の豪雪地帯といわれる青森県の中にあっては、比較的温暖な地域である。季節の移り変わりがはっきりし、桜やモミジなど四季折々の美しい津軽の自然を満喫できる。平均気温は約11℃で、年間降水量(雨量)は約1,200ミリメートル(月平均約100ミリメートル)。

【河川】

○ 一級水系 岩木川(岩木川、平川、浅瀬石川、土淵川など)

【活火山】

〇 岩木山

【主な活断層】

- 津軽山地西縁断層帯
 - · 津軽山地西縁断層帯北部(五所川原市飯詰 ~ 青森市浪岡銀 約 16 km)
 - · 津軽山地西縁断層帯南部(青森市西部 ~ 平川市 約23km)

(2) 社会経済基盤等

【道路】

○ 高速道路 東北縦貫自動車道(弘前線)

○ 国管理道路 国道7号

○ 県管理道路 国道 102 号、339 号、394 号、454 号

主要地方道弘前岳鯵ヶ沢線ほか

【鉄道】

○ JR 奥羽本線、JR 五能線

○ 弘南鉄道(弘南線、大鰐線)

(3)人口

【総人口・男女別人口】

区(分	H22 国勢調査	H27 国勢調査	増 減
総人口		305,342人	291,789人	△13,553人
	弘前市	183,473人	177,411人	△6,062人
	黒石市	36,132人	34,284人	△1,848人
	平川市	33,764人	32,106人	△1,658人
	西目屋村	1,594人	1,415人	△179人
	藤崎町	16,021人	15,179人	△842人
	大鰐町	10,978人	9,676人	△1,302人
	田舎館村	8,153人	7,783人	△370人
	板柳町	15,227人	13,935人	△1,292人
うち男性		140,618人	134, 157人	△6,461人
	弘前市	84,064人	81,367人	△2,697人
	黒石市	16,807人	15,834人	△973人
	平川市	15,740人	14,876人	△864人
	西目屋村	8 2 4人	706人	△118人
	藤崎町	7,430人	6,985人	△445人
	大鰐町	4,983人	4,385人	△598人
	田舎館村	3,856人	3,657人	△199人
	板柳町	6,914人	6,347人	△567人
うち女性		164,724人	157,632人	△7,092人
	弘前市	99,409人	96,044人	△3,365人
	黒石市	19,325人	18,450人	△875人
	平川市	18,024人	17,230人	△794人
	西目屋村	770人	709人	△61人
	藤崎町	8,591人	8,194人	△397人
	大鰐町	5,995人	5,291人	△704人
	田舎館村	4,297人	4,126人	△171人
	板柳町	8,313人	7,588人	△725人

【年齢3区分別人口】

区 分	H22 国勢調査	H27 国勢調査	増 減
年少人口(14 歳以下)	12.0%	11.0%	△1. 0Pt
弘前市	12.0%	11.0%	△1. 0 P t
黒石市	12.8%	11.3%	△1. 5 P t
平川市	12.1%	11.3%	△0.8Pt
西目屋村	9.1%	9.1%	0. 0 P t
藤崎町	12.3%	11.9%	△0.4Pt
大鰐町	9.7%	8.1%	△1. 6 P t
田舎館村	11.5%	11.5%	0. 0 P t
板柳町	11.6%	10.7%	△0.9Pt
生産年齢人口(15~64 歳)	61.5%	58.6%	△2. 9 P t
弘前市	62.4%	59.6%	△2.8Pt
黒石市	61.8%	59.0%	△2.8Pt
平川市	60.1%	57.3%	△2.8Pt
西目屋村	56.7%	53.0%	△3.7Pt
藤崎町	60.2%	57.6%	△2.6Pt
大鰐町	56.8%	53.1%	△3.7Pt
田舎館村	60.1%	56.5%	△3.6Pt
板柳町	59.0%	55.3%	△3.7Pt
老年人口(65 歳以上)	26.5%	30.4%	3. 9 P t
弘前市	25.6%	29.4%	3.8Pt
黒石市	25.4%	29.7%	4. 3 P t
平川市	27.8%	31.4%	3. 6 P t
西目屋村	34.2%	37.9%	3. 7 P t
藤崎町	27.5%	30.5%	3. 0 P t
大鰐町	33.5%	38.8%	5. 3 P t
田舎館村	28.4%	32.0%	3. 6 P t
板柳町	29.4%	34.0%	4. 6 P t

【世帯数】

世帯数	H22 国勢調査	H27 国勢調査	増 減
圏域総世帯数	108,305世帯	108,964世帯	6 5 9 世帯
弘前市	70,142世帯	71,152世帯	1,010世帯
黒石市	11,794世帯	11,770世帯	△ 2 4 世帯
平川市	10,063世帯	10,129世帯	6 6 世帯
西目屋村	5 7 0 世帯	488世帯	△82世帯
藤崎町	4,912世帯	4,942世帯	3 0 世帯
大鰐町	3,648世帯	3,421世帯	△227世帯
田舎館村	2,406世帯	2,382世帯	△ 2 4 世帯
板柳町	4,770世帯	4,680世帯	△90世帯

【将来推計人口】

区分	2020年	2030年	2040年
推計人口(※1)	275,232人	240,250人	204,352人
弘前市	169,672人	151,287人	131,389人
黒石市	31,460人	26,905人	22,411人
平川市	30,224人	26,245人	22,213人
西目屋村	1,238人	953人	717人
藤崎町	14,330人	12,460人	10,519人
大鰐町	8,443人	6,225人	4,417人
田舎館村	7,300人	6,259人	5,146人
板柳町	12,565人	9,916人	7,522人

^{※1} 国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」 H30 推計

(4)消防・防災体制

【消防団員数】R2.4.1 現在

条例定数	5,085人
実員数	4,463人
充足率	87.7%

【自主防災組織数】R2.4.1 現在

E	
世帯数	124,832世帯
組織数	189団体
カバー世帯数	52,292世帯
活動力バー率	41.8%

【防災行政無線】R2.4.1 現在

屋外拡声子局	449基
戸別受信器	616基

2. 対象とする自然災害

- 国民生活及び国民経済に大きな影響を及ぼすリスクについては、ひとたび大規模な自然災害が発生すれば、広域な範囲に甚大な被害をもたらす可能性があることから、国の基本計画においては、大規模自然災害を対象としている。
- 弘前圏域8市町村においても、国土強靱化基本計画と同様に「大規模自然災害」を「想定するリスク」として設定する。
- 「起きてはならない最悪の事態」の設定に当たっては、これまで青森県内において発生した災害による被害や、最新の被害想定調査の結果のほか、他都道府県における大規模自然災害の被害等を参考とするとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害の発生可能性についても配慮する。

また、大規模自然災害に起因する二次災害についても対象とする。

○ 参考として、これまで弘前圏域において影響のあった自然災害について、地震・風水害・ 豪雪災害については被害状況等を、火山噴火については観測状況等を、以下に掲載する。

(1) 地震

甚大な被害が発生した過去の地震としては、昭和 43 年十勝沖地震、昭和 58 年日本海中部地震、平成 6 年三陸はるか沖地震、平成 23 年東日本大震災があげられる。

なお、弘前圏域エリアは内陸部であることから、本計画では「津波」について、リスクと して想定しないこととする。

【主な地震災害】

災害名 (発生年月日)	震度等		死傷症	被害額	
十勝沖地震 (S43.5.16)	マグニチュード 県内最大震度	7.9 5	死者 行方不明者 負傷者	46名 2名 671名	470 億円
日本海中部地震 (S58.5.26)	マグニチュード 県内最大震度	7.7 5	死者 負傷者	17名 25名	518 億円
三陸はるか沖地震 (H6.12.28)	マグニチュード県内最大震度	7.5 6	死者 負傷者	3名 783名	755 億円
東日本大震災 ※東北地方太平洋沖地震 (H23.3.11)	マグニチュード 県内最大震度	9.0 5 強	死者 行方不明者 負傷者	3名 1名 95名	1,344 億円

※出典 青森県国土強靭化地域計画

(2)風水害

過去に発生した甚大な風水害としては、昭和 50 年、52 年の豪雨や、平成 3 年の台風による災害があげられ、複数の死傷者を伴う甚大な被害を被った。

【主な風水害】

発生年月日	死傷者		被害額	特徴
S44.8.23~24 (台風第 9 号)	死者(黒石市など) 負傷者	2名 5名	82 億円	大雨による河川の氾濫等、県 内全域の被害
S50.8.5~7 (大雨)	死者(弘前市) 負傷者	22名 46名	121 億円	大雨による旧岩木町百沢地区 の土砂災害(死者 22 名)等の 被害
S50.8.20 (大雨)	死者(黒石市) 負傷者	1名 25名	531 億円	大雨による洪水、土砂災害等 の被害
S52.8.5 (大雨)	死者(弘前市など) 負傷者	11名 30名	518 億円	津軽地方を中心に大雨による 洪水、土砂災害等の被害
H3.9.28 (台風第 19 号)	死者(弘前市など) 負傷者	9名 255名	1,129 億円	津軽を中心に急激に風が強ま り、人的被害をはじめ、りん ごの落果等の甚大な被害
H25.9.28 (台風第 18 号)	負傷者	1名	115 億円	大雨による岩木川や馬淵川等 の河川の氾濫等の被害

※出典 青森県国土強靭化地域計画

(3)豪雪災害

弘前圏域エリアは、寒冷多雪地域であり、大雪、雪崩及び吹雪による人的、物的被害や交 通障害が頻繁に発生している。

【近年における豪雪災害】

				,
発生年月日	被害額 (青森県)	最大積雪深 (酸ヶ湯)	最大積雪深 (碇ヶ関)	最大積雪深 (弘前)
S59.1~3	119億円	4 2 3 cm	1 2 0 cm	1 0 9 cm
S60.1~3	89億円	4 0 8 cm	9 8 cm	9 7 cm
S61.1~3	101億円	3 9 0 cm	9 4 cm	1 0 9 cm
H13.1∼3	137億円	4 2 8 cm	9 1 cm	8 0 cm
H17.1∼3	129億円	5 0 1 cm	1 2 8 cm	1 5 0 cm
H24.1~4	109億円	4 9 6 cm	1 0 6 cm	1 2 4 cm
H25.1~4	106億円	5 0 6 cm	1 3 0 cm	1 5 3 cm

※出典 青森県国土強靭化地域計画、気象庁 HP

(4)火山噴火

青森県には、岩木山、十和田、八甲田山及び恐山の4つの活火山があり、うち、噴火に際 して弘前圏域エリアに支障を及ぼすのは岩木山、十和田の2つの活火山である。

火山活動を 24 時間体制で監視している火山(常時観測火山)は、八甲田山、岩木山、十 和田となっており、本エリアで想定する活火山をカバーしている。

【観測体制及び火山活動】

火山名	観測体制	火山活動
岩木山	平成 21 年 6 月~ 常時観測	火山活動に特段の変化はなく、静穏に経過しており、噴火の兆候は認められない。 平成 28 年 7 月 26 日の噴火警戒レベルの運用開始に 併せて噴火予報発表。 (噴火警戒レベル1、活火山であることに留意)
十和田	平成 28 年 12 月~ 常時観測	十和田湖の中湖付近、深さ 5km を震源とする火山性 地震が平成 28 年 7 月 22 日に 5 回、23 日に 16 回と一時的 に増加したが、現在は火山性微動は観測されておらず、噴火 の兆候は認められない。
八甲田山	平成 28 年 12 月~ 常時観測	平成 25 年 2 月以降、大岳山頂直下付近が震源と推定される火山性地震が発生し、同年 4 月下旬から 7 月中旬にかけて増加したが、7 月下旬以降は減少傾向となり、現在も火山性地震は少ない状態で推移

※出典 青森県国土強靭化地域計画

3. 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

○ 国の基本計画をもとに、弘前圏域エリアの地域特性を踏まえ、「事前に備えるべき目標に 沿って31の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)
1 人命の保護が最大限	1-1	地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
図られること	1-2	異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫
	1-3	火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態
	1-4	暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生
,	1-5	情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
等が迅速に行われる	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
こと	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態
,	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客等)への水・食料等の供給不足
	2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-7	被災地における疾病・感染症等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
と情報通信機能を確保	3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
すること	3-3	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
4 経済活動を機能不全	4-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞
に陥らせないこと	4-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
,	4-3	基幹的交通ネットワーク(陸上)の機能停止
,	4-4	食料等の安定供給の停滞
5 必要最低限のライフ	5-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
ライン等を確保する	5-2	上水道等の長期間にわたる機能停止
とともに、これらの	5-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
早期復旧を図ること	5-4	地域交通ネットワークが分断する事態
6 重大な二次災害を	6-1	ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
発生させないこと	6-2	有害物質の大規模流出・拡散
,	6-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
,	6-4	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
7 地域社会・経済が迅速	7-1	大量に発生する廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
に再建・回復できる	7-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
条件を整備すること	7-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-4	鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

第4章 脆弱性評価

1. 脆弱性評価の考え方

○ 大規模自然災害による被害を回避するための対策(施策)や、社会経済システムの現状 のどこに問題があるかについて把握するため、「脆弱性評価」を行った。

2. 脆弱性評価の実施手順

- 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)を回避するための施策を抽出し、その達成度や進捗を把握し、現状の脆弱性を総合的に分析・評価した。
- 現状で把握できるデータや施策の進捗状況等を踏まえて分析・評価を行った。
- 施策の達成度を示す「重要業績評価指標(KPI)」を参考値として活用した。

第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策

1. 対応方策とりまとめの考え方

- 「脆弱性評価」の結果を踏まえ、今後必要となる取組・施策を検討し「対応方策」として 整理した。
- とりまとめに当たっては、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとに 「脆弱性評価」の結果と「対応方策」を対比して掲載した。

2. 起きてはならない最悪の事態ごとの対応方策

【別添】各市町村の状況に合わせて、「起きてはならない最悪の事態ごと」に整理。

3. 施策の重点化

- 限られた資源・財源で、国土強靱化の取組を効果的・効率的に推進するため、優先度の高い施策に重点化を図る必要がある。
- 本計画では、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を回避するための施策 について、「住民の命と暮らしを守る」観点から、重点化すべき施策を選定した。
- 特に、人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオについては、これを回避するための施策について、優先的に実施することとした。
- 施策の重点化に当たっては、このリスクシナリオを回避するための施策を中心に、「人命の保護」を第一義に、次に掲げる「重点化の視点」を考慮し、総合的に判断した。

	重点化の視点	説明
1	影響・効果の大きさ	「住民の命と暮らしを守る」観点から、影響・効果があるかなど
2	緊急性・切迫性	対策実施の緊急性や、災害リスクの切迫の度合い・頻度など
3	一層の進捗を図る必要性	全国水準や目標値に照らし、一層の進捗を図る必要があるかなど
4	『各市町村における「総合 計画」等』における優先度	『各市町村における「総合計画」等』における位置付けなど
(5)	各市町村の役割の大きさ	各市町村以外に適切な実施主体がない場合や、各市町村の役割の大きさなど
6	自助・共助の推進	地域の防災力・減災力の向上に資する取組かどうかなど

第6章 計画の推進

1. 計画の推進

○ 本計画に掲げる施策の実効性を確保するため、弘前圏域8市町村間の連携はもとより、 国、県、市町村、民間事業者等との連携を図りながら、効果的な施策の推進につなげてい く。

2. 計画の進捗管理

○ 本計画の推進に当たっては、『各市町村における「総合計画」等』に係る政策・施策の点 検結果など、既存の政策点検の結果を活用・集約し進捗状況を概括的に評価することによ り、進捗管理を行う。

3. 他の計画等の見直し

○ 本計画は、弘前圏域8市町村の様々な分野の計画等について、国土強靱化に係る事項を補 完し、その着実な推進を図るための指針となるものであることから、他の計画等において は、計画の見直しや次期計画を策定する際には、本計画を踏まえた検討を行い整合を図るこ ととする。

資料1 計画策定までの経過・策定体制

1. 計画策定までの経過

弘前圏域8市町村国土強靭化地域計画検討会(以下、「市町村検討会」という)及び 弘前圏域8市町村国土強靭化地域計画有識者検討会(以下、「有識者検討会」という) などの開催経過について記載。

のこうが旧民性を行っている品質が				
令和2年				
4月 9日	市町村検討会 設置 (事務局及び所在を弘前市防災課として設置)			
4月23日	市町村検討会 (第1回) 書面開催 (策定の主旨、計画の位置付け、体制、スケジュール等確認)			
5月29日	有識者検討会(第1回) 設置・開催 (策定の主旨、計画の位置付け、体制、スケジュール等確認)			
11月16日	市町村検討会 (第2回) 開催 (計画(素案)の確認、作業スケジュール等確認)			
1 1月2 5日	有識者検討会(第2回) 開催 (計画(素案)について意見聴取)			
12月 1日	パブリックコメント (計画 (素案) について意見聴取 12月1日~28日)			
令和3年				
1月28日	市町村検討会(第3回) 開催 (計画(最終案)の確認、作業及び策定スケジュール等確認)			
1月28日	有識者検討会 (第3回) 開催 (計画(最終案)について意見聴取)			
3月 1日	計画策定			

2. 策定体制

○弘前圏域8市町村国土強靭化地域計画検討会

市町村名	担当部署
弘前市	総務部防災課防災係
黒石市	総務部総務課防災管理室防災管理係
平川市	総務部総務課消防防災係
西目屋村	総務課防災係
藤崎町	総務課防災係
大鰐町	総務課消防防災係
田舎館村	総務課防災交通係
板柳町	総務課消防防災係

○弘前圏域8市町村国土強靭化地域計画有識者検討会

1. 設置主旨

弘前圏域8市町村国土強靭化地域計画策定するに当たり、学識経験を有する者等から幅 広く意見を聴取するために設置。

2. アドバイザー名簿

所属・役職		氏名		分野
弘前大学教授	※メインアドバイザー	片岡	俊一	地震
弘前学院大学教授		葛西	久志	社会福祉
弘前医療福祉大学教授		立岡	伸章	地域防災(救急)
青森河川国道事務所長		一戸	欣也	行政(国)
青森県危機管理局防災危機管理課長		簗田	潮	行政(県)
青森県中南地域県民局地域整備部長		田中	克人	行政(県)

起きてはならない最悪の事態ごとの対応方策(目次)

	項目	頁
1-1	地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	16
1-2	異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫	17
1-3	火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態	18
1-4	暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生	19
1-5	情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生	19
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	20
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	21
2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態	22
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	23
2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客等)への水・食料等の供給不足	23
2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	24
2-7	被災地における疾病・感染症等の大規模発生	25
3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	25
3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	26
3-3	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	26
4-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞	27
4-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	27
4-3	基幹的交通ネットワーク(陸上)の機能停止	28
4-4	食料等の安定供給の停滞	28
5-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止	29
5-2	上水道等の長期間にわたる機能停止	29
5-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	30
5-4	地域交通ネットワークが分断する事態	30
6-1	ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	31
6-2	有害物質の大規模流出・拡散	31
6-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	32
6-4	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	32
7-1	大量に発生する廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	33
7-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	34
7-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	35
7-4	鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	35